

週休 2 日制適用工事実施要領

【目次】

- ・ 週休 2 日制適用工事実施要領（土木・軌道工事） 別添 1 P 1
- ・ 週休 2 日制適用工事実施要領（機械・建築工事） [別添 2](#) P 16
- ・ 週休 2 日制適用工事実施要領（電気工事） [別添 3](#) P 30

週休 2 日制適用工事実施要領（土木・軌道工事）

（目的）

- 1 この要領は、週休 2 日制適用工事の試行にあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

- 2 この要領における用語の定義は次のとおりとする。

（1）「現場閉所による週休 2 日制適用工事」

1）週休 2 日

①完全週休 2 日（土日）

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

②月単位の週休 2 日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8 日/28 日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

③通期の週休 2 日

対象期間内において、現場閉所率が、28.5%（8 日/28 日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

2）対象期間

工事開始日（実際の工事のための準備工事等（現場事務所等の建設、測量等）の開始日をいう。以下同じ。）から工事しゅん功日（工事しゅん功届が提出された日をいう。）までの期間をいう。

なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）は含まない。やむを得ず「発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間」を設定する場合は必要最小限の期間とし、対象外とする作業と期間を設計図書に明示する。

また、工事契約後、完全週休 2 日（土日）の取り組みにあたって、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定する。ただし、災害対応等で代替休日の設定が困難であり、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休 2 日の対象外とする作業と期間を設定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。やむを得ず現場閉所による週休 2 日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。

また、現場閉所による週休 2 日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休 2 日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

<発注者があらかじめ対象外としている内容の例>

- ・工事の一部に、作業の性質上、現場作業を余儀なくされる工種を含む場合。

(工事全体に対して占める割合が大きい場合は、週休2日交替制適用工事を検討すること)

(2)「週休2日交替制適用工事」

1) 週休2日

①完全週休2日交替制

対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合(以下「休日率」という。)が、28.5%(2日/7日)以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

②月単位の週休2日交替制

対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%(8日/28日)以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

③通期の週休2日交替制

対象期間内において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%(8日/28日)以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日数に含めるものとする。

2) 対象期間

技術者及び技能労働者の従事期間をいう。

下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とするが、技術者及び技能労働者の従事期間が1週間未満の場合は対象外とする。

なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等)は含まない。やむを得ず「発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間」を設定する場合は必要最小限の期間とし、対象外とする作業と期間を設計図書に明示する。

※年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間については、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日日数が確保されていること。

※施工体制台帳上の工期のうち実働期間が点々としている場合には、受発注者協議で対象期間について適宜設定するものとする。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業等を含めた当該工事に係る作業を行わず、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。

(発注方式)

3 発注方式は、次のいずれかによるものとする。

(1) 現場閉所による週休2日制適用工事(発注者指定方式)

対象期間内の全ての土日において、現場閉所に取り組むことを、発注者が指定する方式

(2) 週休2日交替制適用工事(発注者指定方式)

対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が28.5%(2日/7日)以上となる休日確保に取り組むことを、発注者が指定する方式

発注方式については（１）を基本とするが工事の特性上、全ての土日の現場閉所が難しい等、工事内容や現場条件に応じて（２）の選定も可能とする。

また（１）（２）ともに適用が難しい場合は例外的に週休２日対象工事としないことも可能とするが、選定にあたっては、工事内容や現場条件に応じて適切に判断すること。

※週休２日対象外工事の例

- ・災害復旧工事のうち、緊急復旧工事（緊急随契を行うような工事）等

（工期の設定、施工条件）

- ４ 準備・後片付け期間、施工に必要な実日数を算出し、週休２日の実現に当たり下記項目に留意し適切な工期設定を行うものとする。

- （１）工期設定に必要なとなる現場条件について、設計図書へ明示する。
- （２）設計変更に伴い工期延伸する場合においても、本要領に基づき適切に変更する。
- （３）明かり工事の工期設定にあたっては、「標準工程作成マニュアル（試行）（明かり工事）」を活用する。
- （４）「施工条件明示項目及びチェックリスト」を参考に、内容説明書等において施工条件を明示する。

（工事工程の共有）

- ５ 受注者が作成した工事工程表（クリティカルパスを含む）を共有し、工程に影響する事項がある場合は、その事項の対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、速やかに受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

（積算方法等）

- ６ 積算方法は次によるものとする。

（１）補正係数

現場閉所による週休２日制適用工事の場合は、対象期間中の現場閉所率に応じて、週休２日交替制適用工事の場合は、休日率に応じて、以下のとおり経費に補正係数を乗じるものとする。

なお、市場単価及び土木工事標準単価については、別表の補正係数を乗じた補正を行うものとする。

１）補正係数

①現場閉所による週休２日制適用工事（発注者指定方式）

	完全週休２日 （土日）	月単位の週休２日
労務費	１．０２	１．０２
共通仮設費率	１．０２	１．０１
現場管理費率	１．０３	１．０２

②週休２日交替制適用工事（発注者指定方式）

	完全 週休２日 交替制	月単位の週休２日 交替制
労務費	１．０２	１．０２
現場管理費率	１．０３	１．０２

(2) 補正方法

①当初発注

入札説明書等において完全週休2日(土日)、または完全週休2日交替制に取り組む旨を明記したうえで、当初予定価格から各々を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。

②契約変更

工事しゅん功時に現場閉所(交替制適用工事の場合は休日確保)が達成可能かしゅん功前の適切な時期に確認を行い、完全週休2日を達成できないものは、契約書第25条の規定に基づき請負代金額の補正係数を月単位の週休2日(4週8休以上)に変更する。月単位の週休2日(4週8休以上)を達成できないものは、補正係数を除した変更とする。

③補足事項

市場単価方式および土木工事標準単価についても、当初予定価格から完全週休2日(土日)または完全週休2日交替制を達成した場合の補正係数を乗じた上で予定価格を作成するものとする。

※しゅん功前の適切な時期とは、しゅん功前1ヶ月程度とし、それまでに設計図書に示される全ての工事が完成するよう努めること。

(発注時の手続き)

- 7 入札公告、入札説明書及び別紙1の内容説明書(記載例)に当該工事が試行工事である旨を記載する。

(週休2日制工事の実施及び確認)

- 8 次の各号によるものとする。

- (1) 受注者は施工計画書に現場閉所又は交替制に応じた法定休日・所定休日(週休2日の導入)を記載する。
- (2) 監督職員及び受注者は、工事請負契約締結後及び必要に応じて、対象期間及び対象外の期間について相互に確認するものとする。
- (3) 監督職員は、現場閉所の前日などに、現場閉所中の作業が発生するような指示等は行わないよう配慮するものとする。
- (4) 現場閉所を行う場合は、事前に受注者より現場閉所を行う旨の連絡を受けるものとする。監督職員の押印が必要となるような書面を提出する必要はない。口頭による連絡は、工事しゅん功後に受注者が提出する「取得報告書」の確認が困難であるため、「現場閉所届(休工届)」や週間工程表、電子メールなど後々確認できる連絡方法とする。

また、以下に該当する場合は、連絡不要である。

- ・施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合
 - ・週間工程表等により監督職員が事前に把握している場合
- (5) 交替制適用工事の場合は、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日確保状況を証明する方法を具体的に明示した施工計画書を提出のうえ、工事着手前に監督職員と協議するものとする。
 - (6) 各経費の補正は対象期間全体に対する週休2日の達成状況により決定する。発注者による週休2日の取組状況は、受注者の負担とならないよう既存資料、任意様式、参考様式の「休日取得実績書」及び「休日確保状況チェックリスト」等により適宜確認し、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

(7) 監督職員は、「取得報告書」及び「現場閉所届（休工届）」等をもとに、対象期間中の現場閉所日数（交替制適用工事の場合は技術者及び技能労働者の休日率）を整理する。

(工事成績評定)

9 現場閉所による週休2日制適用工事では、対象期間内において「完全週休2日（土日）」を達成している工事、また、週休2日交替制適用工事では、対象期間内の全ての技術者及び技能労働者が週単位の週休2日を達成している工事については、「新請負工事成績評定要領の運用について」（平成31年3月28日付け事監契第190318007号・技企第190318003号通達）により、工事成績評定の加点点評価の対象とする。

また、現場閉所による週休2日制適用工事、週休2日交替制適用工事とも、明らかに週単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合、「同通達」別添1工事成績採点表「7. 法令遵守等」の項目において、減点措置を行うものとする。

(その他)

10 その他必要な事項は、受注者と監督職員が協議のうえ決定する。

別表 1

週休 2 日制工事における市場単価の補正係数

名 称	区分	補 正 係 数			
		現場閉所		交替制	
		完全週休 2 日 (土日)	月単位	完全週休 2 日	月単位
鉄筋工		1.02	1.02	1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01	1.01	1.01
インターロッキングブ ロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガード レール）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガード パイプ）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・ 転落防止柵）	設置	1.02	1.02	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防 護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防 止網）		1.01	1.01	1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去・ 移設	1.01	1.01	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01	1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01	1.01	1.01
鉄筋挿入工（ロックボ ルト工）		1.01	1.01	1.01	1.01
道路植栽工	植樹	1.02	1.02	1.02	1.02
	剪定	1.02	1.02	1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設 置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手 装置設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装		1.00	1.00	1.00	1.00
グルーピング工		1.00	1.00	1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01	1.01	1.01

コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01
-------------------------	--	------	------	------	------

別表 2

週休 2 日制工事における土木工事標準単価の補正係数

名 称	区分	補 正 係 数			
		現場閉所		交替制	
		完全週休 2 日 (土日)	月単位	完全週休 2 日	月単位
区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01	1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02	1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02	1.02	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
防草シート設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
紫外線硬化型 FRP シート設置工（ポリエステル樹脂）	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02	1.02	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01	1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00

	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1.02	1.02	1.02	1.02
機械式継手工		1.02	1.02	1.02	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01	1.01	1.01
ノンコーキング式コン クリートひび割れ誘発 目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
FRP 製格子状パネル設 置工		1.00	1.00	1.00	1.00
侵食防止用植生マット 工		1.02	1.02	1.02	1.02
支承金属溶射工		1.02	1.02	1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ 管（ハウエル管）設置 工		1.02	1.02	1.02	1.02
フレア溶接工		1.02	1.02	1.02	1.02
H型ボラード設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	作業者	1.02	1.02	1.02	1.02

内容説明書記載例

○ 週休 2 日制適用工事について

【現場閉所による週休 2 日制適用工事】

(1) 本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、現場閉所による週休 2 日を達成するよう工事を実施する「週休 2 日制適用工事」の試行である。

(2) 週休 2 日の考え方は下記のとおりである。

① 完全週休 2 日（土日）

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

② 月単位の週休 2 日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8 日/28 日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

③ 通期の週休 2 日

対象期間において、現場閉所率が、28.5%（8 日/28 日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

④ 対象期間

工事開始日（実際の工事のための準備工事等（現場事務所等の建設、測量等）の開始日をいう。）から工事しゅん功日（工事しゅん功届が提出された日をいう。）までの期間をいう。

なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、施工体制台帳上の工期のうち実働期間が点々としている場合等においては、受発注者協議で対象期間について適宜設定するものとする。

※【該当する場合記載】

ただし、〇〇〇により〇〇年〇〇月〇〇日から△△年△△月△△日までの期間は対象外とする。

⑤ 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(3) 現場閉所を行う場合は、事前に受注者より現場閉所を行う旨の連絡を受けるものとする。監督職員の押印が必要となるような書面を提出する必要はない。口頭による連絡は、工事しゅん功後に受注者が提出する「取得報告書」の確認が困難であるため、「現場閉所届（休工届）」や電子メールなど後々確認できる連絡方法とする。

また、以下に該当する場合は、連絡不要である。

- ・ 施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合
- ・ 週間工程表等により監督職員が事前に把握している場合

(4) 週休 2 日の実施状況について、当機構のホームページにより公表する場合がある。

- (5) アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。
- (6) 対象期間内において「完全週休2日（土日）」を達成している工事については、工事成績評価の加点評価の対象とする。
- (7) 明らかに受注者側に週単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合には、工事成績評価から内容に応じて、点数を減ずる措置を行うものとする。
- (8) 週休2日制に係る費用については、当初予定価格では現場閉所による完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を乗じた上で予定価格を作成している。
- なお、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）を達成できない場合は、契約書第25条の規定に基づき請負代金額の補正係数を月単位の週休2日（4週8休以上）に変更する。月単位の週休2日（4週8休以上）を達成できない場合は補正係数を除した変更とする。
- (9) 現場閉所による週休2日制工事にかかる費用についての、補正係数は以下の通りである。

項目	完全週休2日 （土日）	月単位の週休2日
労務費	1.02	1.02
共通仮設費率	1.02	1.01
現場管理費率	1.03	1.02
市場単価及び 土木工事標準単価	別表による	別表による

【週休2日交替制適用工事】

- (1) 本工事は、現場に従事している技術者及び技能労働者が交替しながら、週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日交替制適用工事」の試行である。
- (2) 週休2日の考え方は下記のとおりである。
- ① 完全週休2日交替制
対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が28.5%（2日/7日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。
 - ② 月単位の週休2日交替制
対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下、「休日率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。
 - ③ 通期の週休2日交替制
対象期間において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。
なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日数に含めるものとする。
 - ④ 対象期間
技術者及び技能労働者の従事期間をいう。
下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とするが、技術者及び技能労働者の従事期間が1週間未満の場合は対象外とする。
なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外として内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）は含まない。

やむを得ず「発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間」を設定する場合は必要最小限の期間とし、対象外とする作業と期間を設計図書に明示する。

※年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間については、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日日数が確保されていること。

※施工体制台帳上の工期のうち実働期間が点々としている場合には、受発注者協議で対象期間について適宜設定するものとする。

- (3) 当該工事に従事する技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日確保状況を証明する方法を具体的に明示した施工計画書を提出のうえ、工事着手前に監督職員と協議するものとする。
- (4) 当該工事に従事する技術者及び技能労働者の週休 2 日の取組状況は、参考様式の「休日確保状況チェックリスト」等により適宜確認し、受注者側の週休 2 日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。
- (5) 週休 2 日の実施状況について、当機構のホームページにより公表する場合がある。
- (6) アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。
- (7) 対象期間内の全ての技術者及び技能労働者が完全週休 2 日交替制を達成している工事については、工事成績評価の加点評価の対象とする。
- (8) 明らかに受注者側に週単位の週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合には、工事成績評価から内容に応じて、点数を減ずる措置を行うものとする。
- (9) 週休 2 日制に係る費用については、当初予定価格では週休 2 日交替制による完全週休 2 日交替制を達成した場合の補正係数を乗じた上で予定価格を作成している。
なお、週休 2 日交替制の達成状況を確認後、完全週休 2 日交替制を達成できない場合は、契約書第 25 条の規定に基づき請負代金額の補正係数を月単位の週休 2 日（4 週 8 休以上）に変更する。月単位の週休 2 日（4 週 8 休以上）を達成できない場合は補正係数を除した変更とする。
- (10) 現場閉所による週休 2 日制工事にかかる費用についての、補正係数は以下の通りである。

項目	完全週休 2 日交替制	月単位の週休 2 日交替制
労務費	1. 0 2	1. 0 2
現場管理費率	1. 0 3	1. 0 2
市場単価及び 土木工事標準単価	別表による	別表による

【現場閉所による週休 2 日制、週休 2 日交替制のいずれにも記載】

○工期について

工期は、雨天、休日等〇〇日を見込み、契約の翌日から〇〇年〇月〇日までとする。

なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

※供用時期等が決まっていることにより、工事の完了時期が決まっている場合は、当該条件を記載すること。

【例】当該箇所は、▲年▲月▲日に供用を予定している箇所である。

①準備期間	○日間
-------	-----

②後片付け期間	○日間
③雨休率（実働工期日数に休日と悪天候により作業ができない日数を見込むための係数 実働日数×係数）	○. ○
④地元調整等による工事不可期間 ○年○月○日から○年○月○日まで	○日間
⑤・・・	

※上記の他、特別に見込んでいる日数や特別に工期に影響のある事項があれば記載する。

○ 工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、工事開始日以前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

別表 1

週休 2 日制工事における市場単価の補正係数

名 称		補 正 係 数			
		現場閉所		交替制	
		完全週休 2 日 (土日)	月単位	完全週休 2 日 (土日)	月単位
鉄筋工	区分	1.02	1.02	1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01	1.01	1.01
インターロッキングブ ロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガード レール）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガード パイプ）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・ 転落防止柵）	設置	1.02	1.02	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防 護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防 止網）		1.01	1.01	1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去・ 移設	1.01	1.01	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01	1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01	1.01	1.01
鉄筋挿入工（ロックボ ルト工）		1.01	1.01	1.01	1.01
道路植栽工	植樹	1.02	1.02	1.02	1.02
	剪定	1.02	1.02	1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設 置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手 装置設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装		1.00	1.00	1.00	1.00
グルーピング工		1.00	1.00	1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01	1.01	1.01

コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01
-------------------------	--	------	------	------	------

別表 2

週休 2 日制工事における土木工事標準単価の補正係数

名 称	区分	補 正 係 数			
		現場閉所		交替制	
		完全週休 2 日 (土日)	月単位	完全週休 2 日 (土日)	月単位
区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01	1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02	1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02	1.02	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
剥落防止工 （アラミドメッシュ）	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
防草シート設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
紫外線硬化型 FRP シート設置工（ポリエステル樹脂）	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02	1.02	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01	1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00

	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1.02	1.02	1.02	1.02
機械式継手工		1.02	1.02	1.02	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01	1.01	1.01
ノンコーキング式コン クリートひび割れ誘発 目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
FRP 製格子状パネル設 置工		1.00	1.00	1.00	1.00
侵食防止用植生マット		1.02	1.02	1.02	1.02
支承金属溶射工		1.02	1.02	1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ 管（ハウエル管）設置 工		1.02	1.02	1.02	1.02
フレア溶接工		1.02	1.02	1.02	1.02
H型ボラード設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	作業者	1.02	1.02	1.02	1.02

週休 2 日制適用工事実施要領（機械・建築工事）

（目的）

- 1 この要領は、週休 2 日制適用工事の取組において労務費の補正等の試行を行うために必要な事項を定め、もって週休 2 日を促進することを目的とする。

（用語の定義）

- 2 この要領における用語の定義は次のとおりとする。

（1）週休 2 日

- ① 完全週休 2 日（土日）とは、対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）日に指定し、2 日以上現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。ただし、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日（現場休息日）に指定するものとする。
- ② 月単位の週休 2 日とは、対象期間の全ての月において、4 週 8 休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- ③ 通期の週休 2 日とは、対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

（2）対象期間

工事開始日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事しゅん功日（工事しゅん功届が提出された日）までの期間をいう。なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

やむを得ず「発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間」を設定する場合は必要最小限の期間とし、対象外とする作業と期間を設計図書に明示する。

（3）分離発注工事

同一現場内において同時期に他の契約による工事と並行して行う工事をいう。

（4）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて 1 日を通して現場が閉所された状態をいう。

（5）現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて 1 日を通して現場作業が無い状態をいう。

（6）監督職員

監督職員とは、契約書に基づく監督員およびその指示により工事を担当する職員をいう。

（週休 2 日の達成基準）

- 3 週休 2 日の達成の判断は以下のとおりとする。

（1）完全週休 2 日（土日）

完全週休 2 日（土日）の達成は、対象期間内の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの 7 日間とする。以下同じ。）ごとに現場閉所（現場休息）日数が 2 日以上水準に達していることをもって判断する。ただし、対象期間の日数が 7 日

に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行ってれば、達成しているとみなす。

(2) 月単位の週休2日

月単位の週休2日の達成は、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行ってれば、達成しているとみなす。

(3) 通期の週休2日

通期の週休2日の達成は、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達していることをもって判断する。

なお、現場閉所日（現場休息日）を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。完全週休2日（土日）に取り組む場合は、同一の週内において変更するものとする。

また、現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含む。また降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(対象工事)

4 対象工事は、機械、建築工事とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事はこの限りではない。

ア 現場施工が1週間未満の工事

イ 通年維持工事

ウ 災害復旧工事のうち、緊急復旧工事（緊急随契を行うような工事）

エ 地域の実情等により対応が困難な工事

(発注方式)

5 次の(1)または(2)のいずれかによる方式を基本とする。

(1) 完全週休2日（土日）Ⅰ型

受注者が工事開始前に「完全週休2日（土日）」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組む方式（月単位の週休2日及び通期の週休2日は必須）

(2) 完全週休2日（土日）Ⅱ型

受注者が工事開始前に「完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日」又は「月単位の週休2日」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組む方式（通期の週休2日は必須）

(積算方法等)

6 経費の補正方法等は、下記のとおり行うものとする。

(1) 補正方法

対象期間中の現場閉所（現場休息）の状況に応じた以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）及び現場管理費を補正する。

①完全週休2日（土日）適用工事 労務費 1.02

現場管理費 1.01

②月単位の週休2日制適用工事 労務費 1.02

(2) 積算及び変更方法

①完全週休2日（土日）Ⅰ型

「完全週休 2 日（土日）」の達成を前提に、（１）①により労務費及び現場管理費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、「完全週休 2 日（土日）」が未達成の場合は、補正係数（１）②に変更し、「月単位の週休 2 日」が未達成の場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち補正分を減額変更する。なお、契約変更においては、契約書第 25 条の規定に基づき行うものとする。

また、工事開始前に受注者が「完全週休 2 日（土日）」の取組を希望しない場合（「完全週休 2 日（土日）」の取組の協議が整わなかった場合を含む。）については、契約締結後における直近の変更契約等に併せて、補正係数を（１）②に変更するものとする。

②完全週休 2 日（土日）Ⅱ型

「完全週休 2 日（土日）」の達成を前提に、（１）①により労務費及び現場管理費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、「完全週休 2 日（土日）」が未達成の場合は、補正係数を（１）②に変更し、「月単位の週休 2 日」が未達成の場合は補正係数を除し、請負代金額のうち補正分を減額変更する。なお、契約変更においては、契約書第 25 条の規定に基づき行うものとする。

また、工事開始前に受注者が「完全週休 2 日（土日）及び月単位の週休 2 日」又は「月単位の週休 2 日」の取組を希望しない場合（「完全週休 2 日（土日）及び月単位の週休 2 日」又は「月単位の週休 2 日の取組の協議が整わなかった場合を含む。）については、契約締結後における直近の変更契約等に併せて、補正係数を（１）②に変更、又は補正係数を除した変更を行うものとする。

（対象工事である旨等の明示）

- 7 対象工事である旨等の明示は、入札公告、入札説明書及び別紙 1 の内容説明書（記載例）により明示する。

（現場閉所（現場休息）の確認方法）

- 8 現場閉所（現場休息）の確認方法等は、下記のとおり行うものとする。

（１）現場閉所（現場休息）の確認方法

①工事開始前

- ・監督職員は、「現場閉所（現場休息）の予定日」を記載した「実施工程表」、「休日取得実績書（参考様式）」等を受注者より受領し、週休 2 日が確保されていることを確認する。
- ・「対象期間」の設定として、工事開始日に加え、必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。
- ・分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）の予定日を調整したうえで、その予定を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員に提出する。

②工事開始後

- ・監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度「現場閉所（現場休息）の予定日」を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。なお、分離発注工事の場合は、「実施工程表」の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。
- ・監督職員は、受注者が作成する「現場閉所（現場休息）の日」が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。

③その他留意事項

- ・現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
 - ・監督職員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息の日）に作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。
 - ・監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
 - ・工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督職員は受注者と協議する。
 - ・監督職員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。
- (2) 週休2日制適用工事の見える化
施設管理者の承諾を前提に週休2日制適用工事である旨を仮囲い等に明示する。
- (3) 適正な工期の確保
余裕期間制度を積極的に活用するとともに、公共建築工事における工期設定の基本的考え方等に基づき、全体の工程に遅延が生じないように、設備工事等の後工程の適正な施工期間や設備の総合試運転調整等に必要な期間を確保するなど適正な工期を設定する。
- (4) 工事成績評価
週休2日を確保した場合、「新請負工事成績評価要領の運用について（平成31年3月28日付け事監契第190318007号・技企第190318003号通達）」により、適切に評価する。
提出された工程表が月単位の週休2日又は通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に月単位の週休2日又は通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、「同通達」別添1工事成績採点表「7. 法令遵守等」の項目において、減点措置を行うものとする。なお、完全週休2日（土日）Ⅰ型においては、完全週休2日（土日）に関する点数を減ずる措置は行わないものとする。また、完全週休2日（土日）Ⅱ型においては、完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日に関する点数を減ずる措置は行わないものとする。
- (その他)
- 9 週休2日制適用工事を実施する場合は、モニタリングを実施し、週休2日確保の阻害となる要因の把握や対応策を検討するとともに、工事しゅん功日時点で受発注者へアンケート調査を実施する。また、完全週休2日（土日）Ⅰ型で受注者が完全週休2日（土日）の取組を希望しない場合、及び完全週休2日（土日）Ⅱ型で受注者が完全週休2日（土日）の取組又は月単位の週休2日の取組を希望しない場合は、その理由を把握する。
その他必要な事項は、受注者と監督職員が協議のうえ決定する。

別紙 1
内容説明書記載例

○週休 2 日制適用工事について

【完全週休 2 日（土日）Ⅰ型の場合】

- 1 本工事は、受注者が工事開始前に発注者に対して、週休 2 日に取り組む内容を協議したうえで工事を実施する週休 2 日制適用工事である。
- 2 週休 2 日の考え方は以下のとおりである。
 - (1) 受注者は、次の取組の希望の有無を工事開始前に監督職員に工事打合書等で報告し、希望する取組を行うものとする。なお、希望しない取組については、受注者は当該取組に係る内容の義務を負わない。
 - ① 対象期間の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの 7 日間とする。以下同じ。）において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所日に指定し、週ごとに 2 日以上現場閉所を行う。ただし、対象期間において日数が 7 日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行うこととする。なお、現場閉所日を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。
 - (2) 受注者は、次の取組については、協議に関わらず取り組むものとする。明らかに受注者側に当該取組を行う姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。
 - ① 対象期間の全ての月ごとに、現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が 28.5%（8 日/28 日）以上となるよう現場閉所を行う。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が 28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。なお、現場閉所日を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。
 - ② 対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8 日/28 日）以上となるよう現場閉所を行う。
 - (3) 「対象期間」とは、工事開始日（現場に継続的に常駐した最初の日。）から工事しゅん功日（工事しゅん功届が提出された日。）までの期間をいう。なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。
 - (4) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて 1 日を通して現場が閉所された状態をいう。また、降雨、降雪等による予定外の現場の閉所や猛暑による作業不能による一日を通しての現場の閉所についても、現場閉所に含めるものとする。
- 3 受注者は、工事開始前に、週休 2 日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」を記載した「実施工程表」、「休日取得実績書（参考様式）」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休 2 日に取り組むものとする。工事開始後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。監督職員が現場閉所の状況を確認するために「実施工程表」等に「現場閉所日」を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に週休 2 日制適用工事である旨を仮囲い等に明示する。
- 4 監督職員は、受注者が作成する「現場閉所日」が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場閉所日数を確認する。
- 5 2 (1) ①を前提に補正係数 1.02 による労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）の

補正及び補正係数 1.01 による現場管理費（原則として、現場管理費率相当額）の補正を行った上で予定価格を作成している。発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、2（1）①の取組が未達成の場合は現場管理費の補正係数を除して現場管理費補正分を減額変更し、2（1）①及び2（2）①が未達成の場合は労務費の補正係数及び現場管理費の補正係数を除して請負代金額のうち労務費補正分及び現場管理費補正分を減額変更する。なお、工事開始前に受注者が2（1）①の取組を希望しない場合（2（1）①に取り組むことについて協議が整わなかった場合を含む。）については、速やかに請負代金額のうち現場管理費補正分を減額変更する。

- 6 本工事は週休2日制適用工事のモニタリング対象であり、現場閉所が困難となった場合には、監督職員は受注者に当該理由を確認の上、対応策を協議することがある。

また、受注者は工事しゅん功日時点で監督職員の指示によるアンケート調査に協力するものとする。

【完全週休2日（土日）I型（分離発注工事）の場合】

- 1 本工事は、受注者が工事開始前に発注者に対して、週休2日に取り組む内容を協議したうえで工事を実施する週休2日制適用工事である。

- 2 週休2日の考え方は以下のとおりである。

- （1）受注者は、次の取組の希望の有無を工事開始前に監督職員に工事打合書等で報告し、希望する取組を行うものとする。なお、希望しない取組については、受注者は当該取組に係る内容の義務を負わない。

- ① 対象期間の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。）において、原則として土曜日及び日曜日を現場休息日に指定し、週ごとに2日以上現場休息を行う。ただし、対象期間において日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場休息を行うこととする。なお、現場休息日を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

- （2）受注者は、次の取組については、協議に関わらず取り組むものとする。明らかに受注者側に当該取組を行う姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。

- ① 対象期間の全ての月ごとに、現場休息日数の割合（以下「現場休息率」という。）が28.5%（8日/28日）以上となるよう現場休息を行う。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場休息を行っている状態をいう。なお、現場休息日を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

- ② 対象期間内の現場休息率が、28.5%（8日/28日）以上となるよう現場休息を行う。

- （3）「対象期間」とは、工事開始日（現場に継続的に常駐した最初の日。）から工事しゅん功日（工事しゅん功届が提出された日。）までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

- （4）「現場休息」とは、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。また、降雨、降雪等による予定外の現場の閉所や猛暑による作業不能による一日を通しての現場の閉所についても、現場休息に含めるものとする。

- 3 受注者は、工事開始前に、週休2日の取得計画が確認できる現場休息の予定日を記載した「実施工程表」、「休日取得実績書（参考様式）」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。受注者は、分離発注工事である〇〇工事、〇〇工事の受注者と協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」を作成する。工事開始後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、受注者間で調整した「実施工程表」等を提出するものとする。監督職員が現場休息の状況を確認するために「実施工程表」等に現場休息の日を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。
- また、施設管理者の承諾を前提に週休2日制適用工事である旨を仮囲い等に明示する。
- 4 監督職員は、受注者が作成する現場休息の日が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場休息の日数を確認する。
- 5 2（1）①を前提に補正係数1.02による労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）の補正及び補正係数1.01による現場管理費（原則として、現場管理費率相当額）の補正を行った上で予定価格を作成している。発注者は、現場休息の達成状況を確認し、2（1）①の取組が未達成の場合は現場管理費の補正係数を除して現場管理費補正分を減額変更し、2（1）①及び2（2）①が未達成の場合は労務費の補正係数及び現場管理費の補正係数を除して請負代金額のうち労務費補正分及び現場管理費補正分を減額変更する。なお、工事着手前に受注者が2（1）①の取組を希望しない場合（2（1）①に取り組むことについて協議が整わなかった場合を含む。）については、速やかに請負代金額のうち現場管理費補正分を減額変更する。
- 6 本工事は週休2日制適用工事のモニタリング対象であり、現場休息が困難となった場合には、監督職員は受注者に当該理由を確認の上、対応策を協議することがある。
- また、受注者は工事しゅん功日時時点で監督職員の指示によるアンケート調査に協力するものとする。

【完全週休2日（土日）Ⅱ型の場合】

- 1 本工事は、受注者が工事開始前に発注者に対して、週休2日について取り組む内容を協議したうえで工事を実施する週休2日制適用工事である。
- 2 週休2日の考え方は以下のとおりである。
- （1） 受注者は、次の取組の希望の有無を工事開始前に監督職員に工事打合書等で報告し、希望する取組を行うものとする。なお、希望しない取組については、受注者は当該取組に係る内容の義務を負わない。
- ① 対象期間の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。）において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所日に指定し、週ごとに2日以上現場閉所を行う。ただし、対象期間において日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行うこととする。なお、現場閉所日を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。
- ② 対象期間の全ての月ごとに、現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上となるよう現場閉所を行う。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。なお、現場閉所日を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

- (2) 受注者は、次の取組については、協議に関わらず取り組むものとする。明らかに受注者側に当該取組を行う姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。
- ① 対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日/28日）以上となるよう現場閉所を行う。
- (3) 「対象期間」とは、工事開始日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事しゅん功日（工事しゅん功届が提出された日。）までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。
- (4) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。また、降雨、降雪等による予定外の現場の閉所や猛暑による作業不能による一日を通しての現場の閉所についても、現場閉所に含めるものとする。
- 3 受注者は、工事開始前に、週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」を記載した「実施工程表」、「休日取得実績書（参考様式）」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。工事開始後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。監督職員が現場閉所の状況を確認するために「実施工程表」等に「現場閉所日」を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に週休2日制適用工事である旨を仮囲い等に明示する。
- 4 監督職員は、受注者が作成する「現場閉所日」が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場閉所日数を確認する。
- 5 2（1）①を前提に補正係数1.02による労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）の補正及び補正係数1.01による現場管理費（原則として、現場管理費率相当額）の補正を行った上で予定価格を作成している。発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、2（1）①の取組が未達成の場合は現場管理費の補正係数を除して現場管理費補正分を減額変更し、2（1）①及び②が未達成の場合は労務費の補正係数及び現場管理費の補正係数を除して請負代金額のうち労務費補正分及び現場管理費補正分を減額変更する。なお、工事開始前に受注者が2（1）①又は2（1）①②両方の取組を希望しない場合（2（1）①又は2（1）①②両方に取り組むことについて協議が整わなかった場合を含む。）については、速やかに請負代金額のうち労務費補正分及び現場管理費補正分を減額変更する。
- 6 本工事は週休2日制適用工事のモニタリング対象であり、現場閉所が困難となった場合には、監督職員は受注者に当該理由を確認の上、対応策を協議することがある。また、受注者は工事しゅん功日時点で監督職員の指示によるアンケート調査に協力するものとする。

【完全週休2日（土日）Ⅱ型（分離発注工事）の場合】

- 1 本工事は、受注者が工事開始前に発注者に対して、週休2日について取り組む内容を協議したうえで工事を実施する週休2日制適用工事である。
- 2 週休2日の考え方は以下のとおりである。
- (1) 受注者は、次の取組の希望の有無を工事開始前に監督職員に工事打合書等で報告し、希望する取組を行うものとする。なお、希望しない取組については、受注者は当該取組に係る内容の義務を負わない。

- ① 対象期間の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。）において、原則として土曜日及び日曜日を現場休息日に指定し、週ごとに2日以上以上の現場休息を行う。ただし、対象期間において日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場休息を行うこととする。なお、現場休息日を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。
- ② 対象期間の全ての月ごとに、現場休息日数の割合（以下「現場休息率」という。）が28.5%（8日/28日）以上となるよう現場休息を行う。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場休息を行っている状態をいう。なお、現場休息日を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。
- (2) 受注者は、次の取組については、協議に関わらず取り組むものとする。明らかに受注者側に当該取組を行う姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。
 - ① 対象期間内の現場休息率が、28.5%（8日/28日）以上となるよう現場休息を行う。
- (3) 「対象期間」とは、工事開始日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事しゅん功日（工事しゅん功届が提出された日。）までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。
- (4) 「現場休息」とは、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。また、降雨、降雪等による予定外の現場の閉所や猛暑による作業不能による一日を通しての現場の閉所についても、現場休息に含めるものとする。
- 3 受注者は、工事開始前に、週休2日の取得計画が確認できる現場休息の予定日を記載した「実施工程表」、「休日取得実績書（参考様式）」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。受注者は、分離発注工事である〇〇工事、〇〇工事の受注者と協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」等を作成する。工事開始後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。監督職員が現場休息の状況を確認するために「実施工程表」等に現場休息の日を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に週休2日制適用工事である旨を仮囲い等に明示する。
- 4 監督職員は、受注者が作成する現場休息の日が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場休息日数を確認する。
- 5 2（1）①を前提に補正係数1.02による労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）の補正及び補正係数1.01による現場管理費（原則として、現場管理費率相当額）の補正を行った上で予定価格を作成している。発注者は、現場休息の達成状況を確認し、2（1）①の取組が未達成の場合は現場管理費の補正係数を除して現場管理費補正分を減額変更し、2（1）①及び②が未達成の場合は労務費の補正係数及び現場管理費の補正係数を除して請負代金額のうち労務費補正分及び現場管理費補正分を減額変更する。なお、工事開始前に受注者が2（1）①又は2（1）①②両方の取組を希望しない場合（2（1）①又は2（1）①②両方に取り組むことについて

協議が整わなかった場合を含む。)については、速やかに請負代金額のうち労務費補正分及び現場管理費補正分を減額変更する。

- 6 本工事は週休2日制適用工事のモニタリング対象であり、現場休息困難となった場合には、監督職員は受注者に当該理由を確認の上、対応策を協議することがある。また、受注者は工事しゅん功日時点で監督職員の指示によるアンケート調査に協力するものとする。

別紙 2
積算方法の単価補正について

【単価の補正方法】

工事費の積算に用いる単価の補正方法等は以下による。

(1) 複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に通達の補正係数を乗じて補正する。なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

(2) 市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格

市場単価と補正市場単価は、通達の補正係数から算出した以下の表 A-2、表 E-2 及び M-2 の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・ 市場単価 × 新営補正率
- ・ 補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・ 市場単価 × 新営補正率
- ・ 補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・ 市場単価 × 改修補正率
- ・ 補正市場単価 × 改修補正率

(参考)

「基準単価」、「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第 4 編第 1 章 8 (3) による。

執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第 4 編第 1 章 8 (3) ロ、基準補正単価の表 A-1、表 E-1 及び表 M-1 の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表 A-2、表 E-2 及び M-2 の改修補正率を用いた上記の式により市場単価（または補正市場単価）を補正して算定すること。

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、以下の表の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・ 物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【全館無人改修、執務並行改修の場合】

- ・ 物価資料の掲載価格 × 改修補正率

表 A-2 建築工事の補正率

工種	摘要※	月単位の週休 2 日制適用工事 及び 完全週休 2 日制適用工事
----	-----	--

		新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.01	1.01
土工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.01	1.08
防水工事（シーリング）	市場単価	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.01	1.01
左官工事 （仕上塗材仕上）	市場単価	1.01	1.01
左官工事 （仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.01	1.01
建具（ガラス）	市場単価	1.01	1.10
建具（シーリング）	市場単価	1.02	1.16
建具	物価資料	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.01	1.13
内外装工事 （ビニル系床材）	市場単価	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事 （ビニル系床材）	物価資料	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

表E－2 電気設備工事の補正率

工種	摘要	月単位の週休2日制適用工事 及び 完全週休2日制適用工事	
		新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線 び 及び同ボックス	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.01	1.15
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング ケーブル	1.01	1.18
	プルボックス	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・ 床）	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.05
	（電動機その他接続 材 工事） 金属製可とう電線管	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.01	1.17
接地工事	（接地極工事） 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票（金属 製）	1.01	1.01

表M－2 機械設備工事の補正率

工種	摘要	月単位の週休2日制適用工事 及び 完全週休2日制適用工事	
		新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及 び消 音内貼	1.01	1.15
ダクト設 備	低圧ダクト、排煙ダクト 及び 低圧チャンパー類	1.01	1.15
ダクト付 属品	既製品ボックス、制気 口、 ダンパー等の取付手間 のみ	1.02	1.22

衛生器具 設備（ユニ ットを 除く）	取付手間のみ	1. 02	1. 22
-----------------------------	--------	-------	-------

（目的）

- 1 この要領は、週休2日制適用工事の取組において労務費の補正等の試行を行うために必要な事項を定め、もって週休2日を促進することを目的とする。

（用語の定義）

- 2 この要領における用語の定義は次のとおりとする。

（1）現場閉所による週休2日制適用工事

1）週休2日

- ① 完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）日に指定し、2日以上現場閉所（現場休息）を行なったと認められる状態をいう。ただし、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日（現場休息日）に指定するものとする。
- ② 月単位の週休2日とは、対象期間の全ての週において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行なったと認められる状態をいう。
- ③ 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行なったと認められる状態をいう。

2）対象期間

工事開始日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事しゅん功日（工事しゅん功届が提出された日）までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

やむを得ず「発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間」を設定する場合は必要最小限の期間とし、対象外とする作業と期間を設計図書に明示する。

（2）「週休2日交替制適用工事」

1）週休2日

- ① 完全週休2日交替制とは、対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者が、2日以上となる休日確保を行なったと認められる状態をいう。
- ② 月単位の週休2日交替制とは、対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者が、4週8休以上となる休日確保を行なったと認められる状態をいう。
- ③ 通期の週休2日交替制とは、対象期間内において、現場に従事した技術者及び技能労働者が、4週8休以上となる休日確保を行なったと認められる状態をいう。

2）対象期間

技術者及び技能労働者の従事期間をいう。

下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とするが、技術者及び技能労働者の従事期間が1週間未満の場合は対象外とする。

なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。やむを得ず「発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する

期間」を設定する場合は必要最小限の期間とし、対象外とする作業と期間を設計図書に明示する。

※年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間については、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日日数が確保されていること。

※施工体制台帳上の工期のうち実働期間が点々としている場合には、受発注者協議で対象期間について適宜設定するものとする。

(3) 分離発注工事

同一現場内において同時期に他の契約による工事と並行して行う工事をいう。

(4) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

(5) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

(6) 監督職員

監督職員とは、契約書に基づく監督員およびその指示により工事を担当する職員をいう。

(達成基準)

3. 週休2日の達成基準

(1) 現場閉所による週休2日制適用工事

1) 完全週休2日(土日)

完全週休2日(土日)の達成は、対象期間内の全ての週(原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。)ごとに現場閉所(現場休息)日数が2日以上水準に達していることをもって判断する。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所(現場休息)を行っていれば、達成しているとみなす。

2) 月単位の週休2日

月単位の週休2日の達成は、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所(現場休息)日数の割合(以下「現場閉所(現場休息)率」という。)が28.5%(8日/28日)以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所(現場休息)を行っていれば、達成しているとみなす。

3) 通期の週休2日

通期の週休2日の達成は、対象期間内の現場閉所(現場休息)率が28.5%(8日/28日)以上の水準に達していることをもって判断する。

なお、現場閉所日(現場休息日)を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。完全週休2日(土日)に取り組む場合は、同一の週内において変更するものとする。

また、現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含む。また降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(2) 週休2日交替制適用工事

1) 完全週休2日交替制

完全週休2日交替制の達成は、対象期間内の全ての週(原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。)ごとに現場に従事した技術者及び技

能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（2日/7日）以上の水準に達していることをもって判断する。

2) 月単位の週休2日交替制

月単位の週休2日の達成は、対象期間内の全ての月ごとに現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達していることをもって判断する。

3) 通期の週休2日交替制

通期の週休2日の達成は、対象期間内において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達していることをもって判断する。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、休日数に含めるものとする。

（対象工事）

4 対象工事は、電気工事とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事はこの限りではない。

ア 現場施工が1週間未満の工事

イ 通年維持工事

ウ 災害復旧工事のうち、緊急復旧工事（緊急随契を行うような工事）

エ 地域の実情等により対応が困難な工事

（発注方式）

5 次の（1）または（2）のいずれかによる方式を基本とする。なお、工事内容及び施設の実情等により、同方式が馴染まない工事については、（3）の方式を発注者が指定する。

（1）完全週休2日（土日）Ⅰ型

受注者が工事開始前に「完全週休2日（土日）」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組む方式（月単位の週休2日及び通期の週休2日は必須）

（2）完全週休2日（土日）Ⅱ型

受注者が工事開始前に「完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日」又は「月単位の週休2日」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組む方式（通期の週休2日は必須）

（3）週休2日交替制適用工事

対象期間内のすべての週において、現場に従事した技術員及び技能労働者の休日率が28.5%（2日/7日）以上となる休日確保に取り込むことを、発注者が指定する方式

（積算方法等）

6 経費の補正方法等は、下記のとおり行うものとする。

（1）補正方法

現場閉所による週休2日制適用工事の場合は、対象期間中の現場閉所（現場休息）の状況に応じて、週休2日交替制適用工事の場合は、休日率に応じて、以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる労務費）及び現場管理費を補正する。

①現場閉所による週休2日制適用工事

	完全週休2日（土日）	月単位の週休2日
労務費	1. 0 2	1. 0 2
現場管理費	1. 0 1	なし

②週休2日交替制適用工事

	完全週休2日交替制	月単位の週休2日交替制
労務費	1. 0 2	1. 0 2
現場管理費	1. 0 1	なし

(2) 積算及び変更方法

① 完全週休2日(土日)Ⅰ型

「完全週休2日(土日)」の達成を前提に、(1)①の完全週休2日(土日)により労務費及び現場管理費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所(現場休息)の達成状況を確認し、「完全週休2日(土日)」が未達成の場合は、補正係数(1)①の月単位の週休2日に変更し、「月単位の週休2日」が未達成の場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち補正分を減額変更する。なお、契約変更においては、契約書第25条の規定に基づき行うものとする。

また、工事開始前に受注者が「完全週休2日(土日)」の取組を希望しない場合(「完全週休2日(土日)」の取組の協議が整わなかった場合を含む。)については、契約締結後における直近の変更契約等に合わせて、補正係数を(1)①の月単位の週休2日に変更するものとする。

② 完全週休2日(土日)Ⅱ型

「完全週休2日(土日)」の達成を前提に、(1)①「完全週休2日(土日)」により労務費及び現場管理費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所(現場休息)の達成状況を確認し、「完全週休2日(土日)」が未達成の場合は、補正係数を(1)①「月単位の週休2日」に変更し、「月単位の週休2日」が未達成の場合は補正係数を除し、請負代金額のうち補正分を減額変更する。なお、契約変更においては、契約書第25条の規定に基づき行うものとする。

また、工事開始前に受注者が「完全週休2日(土日)及び月単位の週休2日」又は「月単位の週休2日」の取組を希望しない場合(「完全週休2日(土日)及び月単位の週休2日」又は「月単位の週休2日」の取組の協議が整わなかった場合を含む。)については、契約締結後における直近の変更契約等に併せて、補正係数を(1)①「月単位の週休2日」に変更、又は補正係数を除した変更を行うものとする。

③ 週休2日交替制適用工事

「完全週休2日交替制」の達成を前提に、(1)②「完全週休2日交替制」により労務費及び現場管理費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

休日率の達成状況を確認し、「完全週休2日交替制」が未達成の場合は、補正係数を(1)②「月単位の週休2日交替制」に変更し、「月単位の週休2日交替制」が未達成の場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち補正分を減額変更する。なお、契約変更においては、契約書第25条の規定に基づき行うものとする。

(対象工事である旨等の明示)

7 対象工事である旨等の明示は、入札公告、入札説明書及び別紙1の内容説明書(記載例)により明示する。

(週休2日制適用工事の確認方法)

8 週休2日制適用工事の確認方法等は、下記のとおり行うものとする。

(1) 週休2日制適用工事の確認方法

1) 現場閉所による週休2日制適用工事

①工事開始前

- ・監督職員は、「現場閉所（現場休息）の予定日」を記載した「実施工程表」、「休日取得実績書（参考様式）」等を受注者より受領し、週休2日が確保されていることを確認する。
- ・「対象期間」の設定として、工事開始日必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。
- ・分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）の予定日を調整したうえで、その予定を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員に提出する。

②工事開始後

- ・監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度「現場閉所（現場休息）の予定日」を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。なお、分離発注工事の場合は、「実施工程表」の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。
- ・監督職員は、受注者が作成する「現場閉所（現場休息）の日」が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。

③その他留意事項

- ・現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- ・監督職員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日には作業が発生するような指示等は行わないように配慮する。
- ・監督職員は、一つの工事現場において、他の設備工事、電気工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
- ・工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督職員は受注者と協議する。
- ・監督職員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

2) 週休2日交替制適用工事

①工事開始前

- ・受注者は施工計画書に交替制に応じた法定休日・所定休日（週休2日の導入）を記載する。
- ・監督職員及び受注者は、工事請負契約締結後及び必要に応じて、対象期間及び対象外の期間について相互に確認するものとする。
- ・交替制適用工事の場合は、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日確保状況を証明する方法を具体的に明示した施工計画書を提出のうえ、工事着手前に監督職員と協議するものとする。

②工事開始後

- ・各経費の補正は対象期間全体に対する週休2日の達成状況により決定する。発注者による週休2日の取組状況は、受注者の負担とならないよう既存資料、任意様式、参考様式の「休日取得実績書」及び「休日確保状況チェックリス

ト」等により適宜確認し、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

・監督職員は、「取得報告書」等をもとに、対象期間中の技術者及び技能労働者の休日率を整理する。

(2) 週休2日制適用工事の見える化

施設管理者の承諾を前提に週休2日制適用工事である旨を仮囲い等に明示する。

(3) 適正な工期の確保

余裕期間制度を積極的に活用するとともに、全体の工程に遅延が生じないように、同一の現場を施工する関連工事の工程を踏まえた適正な施工期間や工事しゅん功監査等に必要な期間を確保するなど適正な工期を設定する。

(4) 工事成績評定

週休2日を確保した場合、「新請負工事成績評定要領の運用について（平成31年3月28日付け事監契第190318007号・技企第190318003号通達）」により、適切に評価する。

現場閉所による週休2日制適用工事、週休2日交替制適用工事とも、提出された工程表が月単位の週休2日又は通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に月単位の週休2日又は通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、「同通達」別添1工事成績採点表「7. 法令遵守等」の項目において、減点措置を行うものとする。なお、完全週休2日（土日）Ⅰ型においては、完全週休2日（土日）に関する点数を減ずる措置は行わないものとする。

また、完全週休2日（土日）Ⅱ型においては、完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日に関する点数を減ずる措置は行わないものとする。

(その他)

- 9 週休2日制適用工事を実施する場合は、モニタリングを実施し、週休2日確保の阻害となる要因の把握や対応策を検討するとともに、工事しゅん功日時点で受発注者へアンケート調査を実施する。また、完全週休2日（土日）Ⅰ型で受注者が完全週休2日（土日）の取組を希望しない場合、及び完全週休2日（土日）Ⅱ型で受注者が完全週休2日（土日）の取組又は月単位の週休2日の取組を希望しない場合は、その理由を把握する。

その他必要な事項は、受注者と監督職員が協議のうえ決定する。

別紙 1
内容説明書記載例

○週休 2 日制適用工事について

【完全週休 2 日（土日）Ⅰ型の場合】

- 1 本工事は、受注者が工事開始前に発注者に対して、週休 2 日に取り組む内容を協議したうえで工事を実施する週休 2 日制適用工事である。
- 2 週休 2 日の考え方は以下のとおりである。
 - (1) 受注者は、次の取組の希望の有無を工事開始前に監督職員に工事打合書等で報告し、希望する取組を行うものとする。なお、希望しない取組については、受注者は当該取組に係る内容の義務を負わない。
 - ① 対象期間の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの 7 日間とする。以下同じ。）において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所日に指定し、週ごとに 2 日以上現場閉所を行う。ただし、対象期間において日数が 7 日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行うこととする。なお、現場閉所日を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。
 - (2) 受注者は、次の取組については、協議に関わらず取り組むものとする。明らかに受注者側に当該取組を行う姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。
 - ① 対象期間の全ての月ごとに、現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が 28.5%（8 日/28 日）以上となるよう現場閉所を行う。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が 28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。なお、現場閉所日を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。
 - ② 対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8 日/28 日）以上となるよう現場閉所を行う。
 - (3) 「対象期間」とは、工事開始日（現場に継続的に常駐した最初の日。）から工事しゅん功日（工事しゅん功届が提出された日。）までの期間をいう。なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。
 - (4) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて 1 日を通して現場が閉所された状態をいう。また、降雨、降雪等による予定外の現場の閉所や猛暑による作業不能による一日を通しての現場の閉所についても、現場閉所に含めるものとする。
- 3 受注者は、工事開始前に、週休 2 日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」を記載した「実施工程表」、「休日取得実績書（参考様式）」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休 2 日に取り組むものとする。工事開始後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。監督職員が現場閉所の状況を確認するために「実施工程表」等に「現場閉所日」を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に週休 2 日制適用工事である旨を仮囲い等に明示する。
- 4 監督職員は、受注者が作成する「現場閉所日」が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場閉所日数を確認する。
- 5 2（1）①を前提に補正係数 1.02 による労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる労務費）の補正及び補正係数 1.01 による現場管理費（原則として、現

場管理費率相当額)の補正を行った上で予定価格を作成している。発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、2(1)①の取組が未達成の場合は現場管理費の補正係数を除して現場管理費補正分を減額変更し、2(1)①及び2(2)①が未達成の場合は労務費の補正係数及び現場管理費の補正係数を除して請負代金額のうち労務費補正分及び現場管理費補正分を減額変更する。なお、工事着手前に受注者が2(1)①の取組を希望しない場合(2(1)①に取り組むことについて協議が整わなかった場合を含む。)については、速やかに請負代金額のうち現場管理費補正分を減額変更する。

- 6 本工事は週休2日制適用工事のモニタリング対象であり、現場閉所が困難となった場合には、監督職員は受注者に当該理由を確認の上、対応策を協議することがある。

また、受注者は工事しゅん功日時点で監督職員の指示によるアンケート調査に協力するものとする。

【完全週休2日(土日)I型(分離発注工事)の場合】

- 1 本工事は、受注者が工事開始前に発注者に対して、週休2日に取り組む内容を協議したうえで工事を実施する週休2日制適用工事である。

- 2 週休2日の考え方は以下のとおりである。

- (1) 受注者は、次の取組の希望の有無を工事開始前に監督職員に工事打合書等で報告し、希望する取組を行うものとする。なお、希望しない取組については、受注者は当該取組に係る内容の義務を負わない。

- ① 対象期間の全ての週(原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。)において、原則として土曜日及び日曜日を現場休息日に指定し、週ごとに2日以上現場休息を行う。ただし、対象期間において日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場休息を行うこととする。なお、現場休息日を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

- (2) 受注者は、次の取組については、協議に関わらず取り組むものとする。明らかに受注者側に当該取組を行う姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。

- ① 対象期間の全ての月ごとに、現場休息日数の割合(以下「現場休息率」という。)が28.5%(8日/28日)以上となるよう現場休息を行う。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場休息を行っている状態をいう。なお、現場休息日を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

- ② 対象期間内の現場休息率が、28.5%(8日/28日)以上となるよう現場休息を行う。

- (3) 「対象期間」とは、工事開始日(現場に継続的に常駐した最初の日。)から工事しゅん功日(工事しゅん功届が提出された日。)までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

- (4) 「現場休息」とは、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。また、降雨、降雪等による予定外の現場の閉所や猛暑による作業不能による一日を通しての現場の閉所についても、現場休息に含めるものとする。

- 3 受注者は、工事開始前に、週休2日の取得計画が確認できる現場休息の予定日を記載した「実施工程表」、「休日取得実績書（参考様式）」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。受注者は、分離発注工事である〇〇工事、〇〇工事の受注者と協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」を作成する。工事開始後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、受注者間で調整した「実施工程表」等を提出するものとする。監督職員が現場休息の状況を確認するために「実施工程表」等に現場休息の日を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。
- また、施設管理者の承諾を前提に週休2日制適用工事である旨を仮囲い等に明示する。
- 4 監督職員は、受注者が作成する現場休息の日が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場休息の日数を確認する。
- 5 2（1）①を前提に補正係数1.02による労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる労務費）の補正及び補正係数1.01による現場管理費（原則として、現場管理費率相当額）の補正を行った上で予定価格を作成している。発注者は、現場休息の達成状況を確認し、2（1）①の取組が未達成の場合は現場管理費の補正係数を除して現場管理費補正分を減額変更し、2（1）①及び2（2）①が未達成の場合は労務費の補正係数及び現場管理費の補正係数を除して請負代金額のうち労務費補正分及び現場管理費補正分を減額変更する。なお、工事着手前に受注者が2（1）①の取組を希望しない場合（2（1）①に取り組むことについて協議が整わなかった場合を含む。）については、速やかに請負代金額のうち現場管理費補正分を減額変更する。
- 6 本工事は週休2日制適用工事のモニタリング対象であり、現場休息が困難となった場合には、監督職員は受注者に当該理由を確認の上、対応策を協議することがある。
- また、受注者は工事しゅん功日時点で監督職員の指示によるアンケート調査に協力するものとする。

【完全週休2日（土日）Ⅱ型の場合】

- 1 本工事は、受注者が工事開始前に発注者に対して、週休2日について取り組む内容を協議したうえで工事を実施する週休2日制適用工事である。
- 2 週休2日の考え方は以下のとおりである。
- （1） 受注者は、次の取組の希望の有無を工事開始前に監督職員に工事打合書等で報告し、希望する取組を行うものとする。なお、希望しない取組については、受注者は当該取組に係る内容の義務を負わない。
- ① 対象期間の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。）において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所日に指定し、週ごとに2日以上現場閉所を行う。ただし、対象期間において日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行うこととする。なお、現場閉所日を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。
- ② 対象期間の全ての月ごとに、現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上となるよう現場閉所を行う。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。なお、現場閉所日を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

- (2) 受注者は、次の取組については、協議に関わらず取り組むものとする。明らかに受注者側に当該取組を行う姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。
- ① 対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日/28日）以上となるよう現場閉所を行う。
- (3) 「対象期間」とは、工事開始日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事しゅん功日（工事しゅん功届が提出された日。）までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。
- (4) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
- また、降雨、降雪等による予定外の現場の閉所や猛暑による作業不能による一日を通しての現場の閉所についても、現場閉所に含めるものとする。
- 3 受注者は、工事開始前に、週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。工事開始後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。監督職員が現場閉所の状況を確認するために「実施工程表」等に「現場閉所日」を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。
- また、施設管理者の承諾を前提に週休2日制適用工事である旨を仮囲い等に明示する。
- 4 監督職員は、受注者が作成する「現場閉所日」が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場閉所日数を確認する。
- 5 2（1）①を前提に補正係数1.02による労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる労務費）の補正及び補正係数1.01による現場管理費（原則として、現場管理費率相当額）の補正を行った上で予定価格を作成している。発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、2（1）①の取組が未達成の場合は現場管理費の補正係数を除して現場管理費補正分を減額変更し、2（1）①及び②が未達成の場合は労務費の補正係数及び現場管理費の補正係数を除して請負代金額のうち労務費補正分及び現場管理費補正分を減額変更する。なお、工事着手前に受注者が2（1）①又は2（1）①②両方の取組を希望しない場合（2（1）①又は2（1）①②両方に取り組むことについて協議が整わなかった場合を含む。）については、速やかに請負代金額のうち労務費補正分及び現場管理費補正分を減額変更する。
- 6 本工事は週休2日制適用工事のモニタリング対象であり、現場閉所が困難となった場合には、監督職員は受注者に当該理由を確認の上、対応策を協議することがある。
- また、受注者は工事完成日時点で監督職員の指示によるアンケート調査に協力するものとする。

【完全週休2日（土日）Ⅱ型（分離発注工事）の場合】

- 1 本工事は、受注者が工事開始前に発注者に対して、週休2日について取り組む内容を協議したうえで工事を実施する週休2日制適用工事である。
- 2 週休2日の考え方は以下のとおりである。
- (1) 受注者は、次の取組の希望の有無を工事開始前に監督職員に工事打合書等で報告し、希望する取組を行うものとする。なお、希望しない取組については、受注者は当該取組に係る内容の義務を負わない。

- ① 対象期間の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。）において、原則として土曜日及び日曜日を現場休息日に指定し、週ごとに2日以上現場休息を行う。ただし、対象期間において日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場休息を行うこととする。なお、現場休息日を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。
 - ② 対象期間の全ての月ごとに、現場休息日数の割合（以下「現場休息率」という。）が28.5%（8日/28日）以上となるよう現場休息を行う。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場休息を行っている状態をいう。なお、現場休息日を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。
- (2) 受注者は、次の取組については、協議に関わらず取り組むものとする。明らかに受注者側に当該取組を行う姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。
- ① 対象期間内の現場休息率が、28.5%（8日/28日）以上となるよう現場休息を行う。
 - (3) 「対象期間」とは、工事開始日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事しゅん功日（工事しゅん功届が提出された日。）までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。
 - (4) 「現場休息」とは、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。また、降雨、降雪等による予定外の現場の閉所や猛暑による作業不能による一日を通しての現場の閉所についても、現場休息に含めるものとする。
- 3 受注者は、工事開始前に、週休2日の取得計画が確認できる現場休息の予定日を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。受注者は、分離発注工事である〇〇工事、〇〇工事の受注者と協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」等を作成する。工事開始後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。監督職員が現場休息の状況を確認するために「実施工程表」等に現場休息の日を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。
- また、施設管理者の承諾を前提に週休2日制適用工事である旨を仮囲い等に明示する。
- 4 監督職員は、受注者が作成する現場休息の日が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場休息日数を確認する。
- 5 2 (1) ①を前提に補正係数1.02による労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる労務費）の補正及び補正係数1.01による現場管理費（原則として、現場管理費率相当額）の補正を行った上で予定価格を作成している。発注者は、現場休息の達成状況を確認し、2 (1) ①の取組が未達成の場合は現場管理費の補正係数を除して現場管理費補正分を減額変更し、2 (1) ①及び②が未達成の場合は労務費の補正係数及び現場管理費の補正係数を除して請負代金額のうち労務費補正分及び現場管理費補正分を減額変更する。なお、工事着手前に受注者が2 (1) ①又は2 (1) ①②両方の取組を希望しない場合（2 (1) ①又は2 (1) ①②両方に取り組むことについて協議が整わなかった場合を含む。）については、速やかに請負代金額のうち労務費補正分及び現場管理費補正分を減額変更する。

- 6 本工事は週休2日制適用工事のモニタリング対象であり、現場休息が困難となった場合には、監督職員は受注者に当該理由を確認の上、対応策を協議することがある。
また、受注者は工事完成日時点で監督職員の指示によるアンケート調査に協力するものとする。

【週休2日交替制適用工事の場合】

- 1 本工事は、現場に従事している技術者及び技能労働者が交替しながら、週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日交替制適用工事」の試行である。
- 2 週休2日の考え方は下記のとおりである。
 - (1) 完全週休2日交替制
対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が28.5%（2日/7日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。
 - (2) 月単位の週休2日交替制
対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下、「休日率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。
 - (3) 通期の週休2日交替制
対象期間において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日数に含めるものとする。
 - (4) 対象期間
技術者及び技能労働者の従事期間をいう。
下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とするが、技術者及び技能労働者の従事期間が1週間未満の場合は対象外とする。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。やむを得ず「発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間」を設定する場合は必要最小限の期間とし、対象外とする作業と期間を設計図書に明示する。
※年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間については、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日日数が確保されていること。
※施工体制台帳上の工期のうち実働期間が点々としている場合には、受発注者協議で対象期間について適宜設定するものとする。
- 3 当該工事に従事する技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日確保状況を証明する方法を具体的に明示した施工計画書を提出のうえ、工事着手前に監督職員と協議するものとする。
- 4 当該工事に従事する技術者及び技能労働者の週休2日の取組状況は、参考様式の「休日確保状況チェックリスト」等により適宜確認し、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。
- 5 週休2日の実施状況について、当機構のホームページにより公表する場合がある。
- 6 アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。
- 7 対象期間内の全ての技術者及び技能労働者が完全週休2日交替制を達成している工事については、工事成績評価の加点評価の対象とする。
- 8 明らかに受注者側に週単位の週休2日交替制に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評価から内容に応じて、点数を減ずる措置を行うものとする。

- 9 週休2日制に係る費用については、当初予定価格では週休2日交替制による完全週休2日交替制を達成した場合の補正係数を乗じた上で予定価格を作成している。
 なお、週休2日交替制の達成状況を確認後、完全週休2日交替制を達成できない場合は、契約書第25条の規定に基づき請負代金額の補正係数を月単位の週休2日交替制（4週8休以上）に変更する。月単位の週休2日交替制（4週8休以上）を達成できない場合は補正係数を除した変更とする。
- 10 現場閉所による週休2日制工事にかかる費用についての、補正係数は以下の通りである。

項目	完全週休2日	月単位の週休2日
労務費	1.02	1.02
現場管理費	1.01	なし

以上